

第百十四回
国会

参議院選挙制度に関する特別委員会会議録第二号

平成元年六月二十一日(水曜日)

午前十時四十九分開会

委員の異動

二月二十二日

辞任 中西 一郎君

補欠選任 斎藤 十朗君

二月二十三日

辞任 斎藤 十朗君

補欠選任 中西 一郎君

六月二十一日

辞任 栗林 卓司君

補欠選任 勝木 健司君

出席者は左のとおり。

委員長

森田 重郎君

理事

岩上 二郎君

委員

堀原 清君

金丸 三郎君

斎藤栄三郎君

杉山 令彦君

田中 正巳君

寺内 弘子君

中西 一郎君

松浦 功君

村上 正邦君

吉村 真事君

赤桐 操君

小山 一平君

国務大臣

自治 大臣 坂野 重信君

政府委員

自治政務次官 長野 祐也君

自治省行政局選 挙部長 浅野大三郎君

事務局側

常任委員会専門 員 竹村 晟君

本日(の)会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○継続調査要求に関する件

○委員長(森田重郎君) ただいまから選挙制度に関する特別委員会を開会いたします。

まず、理事の補欠選任についてお諮りいたします。中西一郎君が一人委員を辞任されたため、現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(森田重郎君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に久世公亮君を指名いたします。

○委員長(森田重郎君) この際、坂野自治大臣及び長野自治政務次官から発言を求められておりますので、順次これを許します。坂野自治大臣。

○国務大臣(坂野重信君) このたび自治大臣を再び命ぜられました坂野重信でございます。選挙の關係につきましては、当委員会の皆様方にはかねてから格別の御高配にあずかっておることとに對しまして、この機会に厚く御礼申し上げます。

申すまでもなく、選挙は民主政治の基盤をなすものであります。民主政治の健全な発展を期するためには、常に国民の政治意識の涵養に努めるとともに、公正かつ明るい選挙の実現に積極的な努力を怠らなければならぬと存じております。

私といたしましては、その責任の重大さを痛感いたしました。最大限の努力を傾注してまいり所存でございますので、委員各位におかれましては、何とぞ御指導、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(森田重郎君) 長野自治政務次官。○政府委員(長野祐也君) このたび自治政務次官を拝命いたしました長野祐也でございます。当委員会は、民主政治の基盤であります選挙制度を御審議いただく大変重要な委員会でございます。選挙の問題につきましては、みずから選挙を体験され、その方面で高い御見識をお持ちの先生方の御指導を仰ぐことが極めて大切であると存じます。

私といたしましても、坂野自治大臣のもとで選挙制度の改善充実に努めてまいりますので、どうぞよろしく御指導をお願い申し上げます。

○委員長(森田重郎君) 国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。坂野自治大臣。

○国務大臣(坂野重信君) ただいま議題となりました国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と内容の概略を御説明申し上げます。

この改正法案は、国會議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行の基準が実情に即さないものになりましたので、今回これに所要の改正を加えようとするものであります。すなわち、最近における公務員給与の改定、物価の変動等にかんがみまして、執行経費の基準を改定し、もって国會議員の選挙等の執行に遺憾のないようにしたいと存ずるものであります。

次に、この法律案による改正の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は、最近における公務員給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定しようとするものであります。

第二は、最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である印刷費その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定しようとするものであります。

第三は、ポスター掲示場の経費の額について、候補者数が十三人以上の場合において、所要の額の加算を行うとするものであります。

以上が国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案の要旨であります。

す。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(森田重郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○上野雄文君 それでは私からまず質問をさせていただきますが、今回のこの改正に伴って執行経費の全般的な額上げということになるわけでありますが、やはり一番先に頭にくるのは、消費税の扱いをどういうふうにしたのかというものが一番先に頭をよぎります。まず、その辺の配慮をどのようにされたかという点についてお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(浅野大三郎君) 四月から消費税が実施されておるわけでございます。選挙の管理、執行に当たりましては、例えば投票用紙あるいは選挙公報の作成、あるいはポスター掲示場の設置等々、財貨サービスの購入の部分に相当ございします。人件費も相当ございします。そういう財貨サービスの購入につきましては当然消費税がかかるわけでございます。その分は別途措置をしなければならぬというふうに考えます。

そこで、予算の編成に当たりましては、まず消費税がない場合においてどれだけ引き上げをしなければいけないかと。これは、これまでの物価変動、公務員の給与改定等そういうものがありますから、消費税があるとなかろうとどの程度引き上げないといけないかということで所要額をはじきまして、その上で消費税がかかるものにつきましては消費税分を上乗せした。こういうようにして基準を立て、予算も組まさせていただいているところでございます。

なお、御参考までにでございますけれども、全体にかかるわけではございません。ですから、予算ベースで地方公共団体の委託費で考えますと、大体一%強が消費税相当分というふうに見込んでおります。

○上野雄文君 何%。

○政府委員(浅野大三郎君) 一%強でございます。

○上野雄文君 それでは、その点についてはわかりましたが、三年前にこの法律改正をやったわけですね。そのときに私も質問をしたと思うのであります。市と町村との格差は正をやつてくれ、こういう要望をしておいたと思うんです。六十一年の改正の際に、同じ県内でも隣り合っている市と町の執行経費、積算内容にも差があるという点についてたまたまわけでありましたが、このときの自治省側の答弁は、そういう差が生じているのは事実だということを認めた上で、今の算定方法がベストというわけではなく、今後実態調査をしながら検討努力をする、こういうことであつたわけでありまして、今回の改正に当たって、この辺についてどういう措置をとったかということについてお尋ねをしたいわけでありまして。

問題は、格差は正が行われた提案であるということが言えるのかどうか、その辺についてお尋ねをしたい。

○政府委員(浅野大三郎君) 市あるいは国に関するものと、それから町村に関するものとで、基準と申しますか単価といいますが、それに差があるということは事実でございますし、今回お願いしている改正法案におきましても、そういうものはまだ存在しております。

その理由でございますが、一つには、人件費なりあるいはその他の物価なりにつきまして現実に差があるわけでございます。そういう差が反映されていくというところが一つございします。それから、いろいろ態様が違いますが、必ずしも価格差というだけではないが、やはり実際に要する費用に差が出てくるという部分もございします。ですから、そういうところが反映されて町村部それから市と、確かに差はございします。私も、そういう差があることはやむを得ないにいたしまして、不合理なものであつてはいけな

らうと思つております。

それで、実情などについてもいろいろお聞きもしながら、何が必要かということの検討はしてまいりました。今回の改正におきまして、例えば一つの例を申しますと、ポスター掲示場の設置の問題がございします。これはやはり市、区とそれから町村とで基準となる単価を変えておるわけでございますが、このポスター掲示場について基準の見直しをいたします際に、引き上げ率で申し上げますと、市につきましてはポスター掲示場の単価の引き上げ率を平均二・五%としておりますところを、町村につきましては平均一七・六%引き上げる、そういうようなこともやつておるわけでございます。今後とも実情というものに十分注意を払いながら対応してまいりたいと思つております。

○上野雄文君 そういう答えがあつたわけでありまして、今度の改正案で町村の投票所経費それから開票所経費、ここで町村の方が改定率幾らか上がったわけですか。市が大体八%台というふうに思いますが、そう理解していいんですか。

○政府委員(浅野大三郎君) 若干町村の方が、人件費部分につきまして引き上げ率は高くなつておると思ひます。

○上野雄文君 いろいろ配慮をされているということはそのなりにわからないわけではありませんが、投票所経費について見ますと全体的な金額の格差が四割近く、それから開票所の経費については五割近くある、こういうふうになっているわけでありまして、少しばかりの面倒、気を使つたというところになるのかどうかという点が、私には努力をした成果が上がつたというふうにはどうも思えないというふうな思ふんですね。

例えば投票所経費の基本額の算定について、市と町で同じ有権者を持つ投票所で仮に三千人から五千人のものを比較いたしますと、市の方では十人の事務従事者を予定するのに対して、町村の方では七名しか認めていない。同じ有権者数を扱っているのに三名も差がついている。こういう人件費、従事者の数の問題からも差がついておつて、

改善の跡が見られるとは言ふことができないんじゃないかというふうに思ふざるを得ないんですね。

自治省の方での解説によると、都市部においては選挙人の異動が多くて名簿対照に手数を要し、投票所内の整理及び秩序の維持や勤労者の出勤前、昼休み、投票所閉鎖間際といったときに多数投票するために投票事務の処理について特に事務従事者の増配置を必要とするため、投票所の事務従事者については町村の事務従事者の五割増しとしたという説明があるということでありまして、こういう説明が今日の御時世ですと通用するかどうか。この法律制定当時のころの社会情勢、そういうものを背景にして考えられたのではないかなというふうな思ふんですが、最近では随分町村の段階でも都市化を遂げておりますし、内陸部でも随分工業開発が進んできておりますから、そういう面からこういう考え方をそろそろ改めなきゃならないんじゃないのかなというふうな思ふんですね。

自分の県のことを引き合いに出しては恐縮ですが、けれども、うちの県の県南地域という土地の問題なんかもありまして随分東京から流れ込んできています。埼玉なんかの場合ですと人口は大変な急増地域にもなつてきているわけですから、その面での市と町村の差別をつけるというようなことは、もうそろそろ考え直す時期に来ているんじゃないかなというふうな思ふんです。ですから、そういう点などについてどうしても検討し直すぐらゐの気持ちを示してもらいたいというふうな思ひます。

それから最近の県や市町村の選挙を見ましても、ウィークデーにやるところは少なくなつてきています。ほとんど日曜日が選ばれていく。その辺、これはうちの県だけではないだろうと思ふんです。最近行われた千葉県の三市の市長選挙なんか全部日曜日に集中していたしましたね。ですから、自治省の側で格差をつけるについて説明でいろいろ書いてありますが、そういうも

と、

のはもはやないのではないかなというふうにあるんです。これも一つ検討の理由になるのではないかなというふうには思っています。

それから法律が古いといつたってそんな古いわけではないんですよ。いただいた一連の法制定の経緯を見ても、それにしても、日本の法律というのは片仮名の法律もあつたりいろいろしてありますし、用語を直すのはなかなか手数のかかることだから後回し後回しというふうなことになるでしょう。もう一つは、食糧費や文具費などという文言はそれなりにわかりませんが、薪炭費というのは随分古い文言があるんじゃないかなというふうには思っています。薪、炭、今使つておるところは山の中でもないでしょう。

そういう点もありますが、ただ食糧費について、一人二十円という単価のようではありますが、今どきやはり大変珍らしいのが載つていような気がするんです。今、保育所のおやつ代だつてこんな安くないだろうというふうには思っていますけれども、これなんかは検討すべき問題ではないかなというふうには思っています。こういうことなんかについて、皆さんのほうでどういうような検討をされていらつしやるのか、そんなこともお尋ねしてみたいというふうに思っています。私の方が余り長くしゃべりますとあれですから、また続けてお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(浅野大三郎君) まず、市と町村との格差の問題につきましてでございますが、ただいま御指摘もいただきましたので、格差ということもさることながら、私どもは必要十分な経費が措置されておるのではないかと考えますけれども、特に町村についてはこれで十分措置されているかどうかというところは、今後よく実態なんかを聞きながら注意してまいりたいと思ひます。

それから確かに用語として必ずしも現在にマッチしないものがあるのではないかと御指摘は全くそのとおりでございますが、私どももかなり前から気にはなつて、なかなかその改正がでないでつたというところも実はございます。

が、今回薪炭費は、幾ら何でも薪炭という言葉はどうだろかと思ひまして、燃料費という言葉で表現をしていくことにしようかというふうにお願ひしておるわけでございます。

それからもう一つは、単価の問題でございます。ここで考えております食糧費はお茶代というふうな感覚でとらえておりますものから、もともとかなり低い額ということにはなるかと思ひますが、それにしても、ずっとそれを据え置きでいいのかということも、確かにごもっともだと思ひます。ただ一方で、これ三年ごとに見直しをいたしますものから、前回六十年以降、この三年間の物価上昇というのが非常に低い、ほとんど横ばいというふうな状況にもあるものですから、今回特にこれについて引き上げをしなさいかぬという説明が、この三年間だけで考えますと、なかなかしにくいという面も実はあるわけでございます。

それと、御案内のように執行経費そのものは基準をきつと決めております。それで、どう使つてもいいということでは決してございませぬけれども、ともかく全体として執行経費に不足がないようにという考え方で組み立てられておりますものから、ある程度経費相互間の流用というものは、全体の中では、選挙のために必要な経費に充てていただく限りにおいては、かなり弾力的にやつていただいている面もあるわけでございます。

それで、実は今の食糧費等の面につきまして、かなり全体に占めるウェイトも小そうございます。私どもとしては、今回の基準改定に当たりましては、もうちょっと別の面でもうやらなきやいかぬ、そちらの方に重心を置きまして、この食糧費の単価改定というところまでは手をつけなかつたというのが実情でございます。

別の面というのはどういうことかということでございますが、例えば不在者投票なんかの関係でいろいろ書類を送つていただく必要があります。

それについて、普通郵便でやつておりますと間に合わないというケースが起つてまいけない。だからやつぱりそういうものは速達にすべきじゃないかというふうな声もあるわけでございます。そういう郵便料金について速達料金をそれじゃ入れよう、例えばそんなこと。あるいはポスター掲示場につきましては、これは特に立候補者が多くなるようなところ、現在まで最高十三人以上というところ、一つの区分をつくらせておられますけれども、実際にいよいよそれどころじゃない。何十人と立候補者が出るようなところもあるわけでございます。そういうところでのポスター掲示場の設置には非常に御苦労があるし、経費もかかるというところもあるものですから、十三人というところで線を引かない、線は一応ありますけれども、さらにその上に、人数が多くなるに従つてある程度加算をするというふうな改正もやらせていただく。どちらかといひますと、そういうふうなところに重点を置いて今回基準改定をお願いしておりますというふうなことでございます。

○上野雄文君 お茶代と言つてしうけれども、実際に従事者やなんかの具体的な調査をされれば、この辺のこともこの際により実情に合うような形で措置をすべきではないかというふうには思ひますが、もう少しきめ細かな配慮をしても、これは別に茶菓子あるいはお茶代も含めて、実際に私は二十円やつているところなんといふのはないだろうと思ひます。従事者だけがお茶をこしらへたりお茶菓子を食べたりして、立会人にやらないなんというわけにはいきませんし、投票管理者もいるわけでしょうし、実際はそんなわけにはいかないではないかなというふうには思ひますが、もう少しやはり実態に合ったような提案をしてもらいたいものではないかというふうには思ひます。

さらに投票立会人の費用弁償、これは五千七百円を六千円にするということですか。

○政府委員(浅野大三郎君) 五千七百円を六千円に改定したいということです。

○上野雄文君 一日座りつ放して、そして投票所にじつとしてゐるわけですね。これは実労働時間になると、何も七時から六時までで終わるんじゃないかと、前後これきつとやらなきやならぬわけですね。十二時間も拘束しておいて、これ六千円にした根拠というのはどういふんですか。ちょっと参考までに聞かせていただければいいです。

○政府委員(浅野大三郎君) 改定前の単価が五千七百円であつたわけでございます。基本的には、今回の改定はその後の人件費あるいは物価等の上昇に応じて改定をするという考えに立つておりますものから、その五千七百円をベースとしたしまして、今日までのその後三年間の給与改定率というものを連乗いたしましたので、それで六千円という数字を出したわけでございます。

○上野雄文君 台が安いと一定率で掛けていつても全然上がらないという結果しか出てこないんですね。国会での参考人の例でいくと、四時間以上の拘束で一万七千円ということですね。その案件にもよりますが、これだけ払つてゐるわけですし、自治省側として率直な感じとして安いと思ひませんか。

○政府委員(浅野大三郎君) 一般的に労働に対する報酬というものは上がつてきておると思ひます。ですから、例えば日曜日一日どこかで働けば、それはその人にもよるとは思ひますが、相当の収入を上げ得る場合もあるだろうということも私は私どもも思ひます。ですから、その六千円という金額そのものが私は高いとは決して申し上げることはできないわけでございますが、ただ何かお考えいただいて御協力いただきたいと思ひます。それは、やはり選挙という仕事でございますから、そういうものに参加をしていただく、そういう面もひとつ何かお考えいただいて、決して高くはないかもしれませぬけれども、まあ何とかこの辺で御協力いただけないだろうかというふうな気持ちで働かざることをございませぬ。

○上野雄文君 ボランティア精神を大いに発揮し

てほしい、こういうことになるようでありすが、高いところに合わせるといふふうには決して言いませんけれども、それなりに一日つぶして御奉仕した、それに報いたなという感じの数字はやはり欲しいのではないかなというふうに思っています。

これは国の基準で出てきますから、県や市町村の基準額になりますから、これで決まってくるというところでして、これはこれまで自治省側が国の基準を上回って出したからといって交付税を減額するなという話の材料になるものではないとは思いますが、まあ金配りというのはいくらでも配り、まあ金配りというのはいくらでも配り、点もひとつ十分考えていた方がいいものではないかというふうには思っています。総じて安上がりにはいいというふうには思っています。出すべきものは出して、そして使命感に燃えてきちっと仕事もしていただくというふうな常識的な線というものが出されてしかるべきだと思っています。また三年後になるんでしようけれども、そういう点も十分配慮した取り組みというものを今後しっかりと考えていただきたいということを申し上げたいというふうに思っています。

それから次は、大臣にひとつお尋ねしたいなと思うんですが、今みたいに政治資金の問題をめぐって議論されている時期はないと思えますね。きのうの毎日新聞の夕刊で経団連の事務総長の三好さんが、「自民党では信頼取り戻せぬ」という見出しで政治資金に関して述べているんです。その中でこういうことを言っています。

本来のクリーンな政治献金以外に、例えばパーティー券でも、自民党の「族」といわれる有力議員が一社に二百枚も三百枚も頼んでくると企業は買わざるを得ないのです。どうしてかというと、企業は政府によっていろいろな規制を受け、あるいは補助金の関係もある。業界団体を通じて割り当ててくるわけですからね。

昨年五月、財界の政治献金部長と言われた花村仁八郎氏の後を襲い、経団連事務総長になった三好

さんの言葉としてここに載っているんです。日本は巨大な規制国家なんですね。政府の関与する分野が非常に多い。政府つまり行政が介入するところでは、業界がそれを緩和してもらおうとか、有利に運用してもらいたいので、政治家が口をきくということになります。現状では、行政と政治と業界三つともえの利益誘導型の関係ができやすい。我々は規制緩和をするところ、そこそ、

云々と、こうあるんですが、この前段の言葉というのは大変なものですね。選挙法あるいは政治改革に伴う法律改正、こういうことについて大臣は前向きに取り組み、新聞社の質問に対してこういうお答えをされておられますが、ひとつこの席から今日の立場で大臣のこれについてのお考えを、先ほどの所信というのか、大臣就任の言葉の中には幾らか触れられたのかなと、こう私は思っています。お聞かせをいただけたらと思います。

○国務大臣(坂野重信) まず、先ほどから上野委員の方から選挙の経費についてまことにきめの細かい御質問なり御指摘をいただきまして、私もこれを聞いて大変感激しているわけでございます。

今の問題のお話でございますが、リクルート問題を契機といたしまして、急激に政治家に対する不信というものが広がってきたのは事実でございます。これを何とか回復するためには、私ども自身がまず政治倫理に徹して、一人一人が反省すべきものは反省し、行動を律すべきものは律していかなくやならぬと思うわけでございますが、やはり制度面で政治改革という取り組みを現内閣もひとつ積極的にやっていきたいと総理自身がそういうことをはっきりうたっておられるわけでございます。

そういう中で各党からそれぞれ提案がなされて、今政治資金規正法の一部改正、公選法の改正と自民党の方から二本議員提案がなされておるとは御案内のとおりでございます。野党の方か

ら四党の共同提案が出てまいりまして、私どもはこれに非常な関心を持っておるわけでございまして、

自治省といたしましては、政治資金規制制度の問題、あるいは公職選挙法に関する問題は担当の役所でございまして、今後できるだけ早い機会に各党で御議論をいただき、そうしてできるだけコンセンサスを獲得、これらの結論が出ることを期待しておるわけでございまして、自治省としてもこれらの問題に政府サイドから積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

そこで、自民党からも提案がなされておられるような御批判があるかと思っておりますが、自民党の提案というものは、私考えますに、一番急ぐものから、まず具体的に実行できそうなものを上げてきたというところで、長期的な立場から見るとまだまだ政治資金規正法を一つとってみても不十分だと。しかし、政治資金の問題については出の問題と入り

の問題がございまして、入りの方はやっぱり規制しなきゃならぬということで、御案内のとおり自民党では百五十万というのが同一の者からの限度ということであつていまして、公選法に開基法にしても、百万を六十万と言っているのも、これもまだ高過ぎるんじゃないかと御批判もあるかと思っております。こういう点につきましてはひとつできるだけ各党、会派で御議論いただき、それを受けてまた政府としても対応するようにもつていきたい。

いずれにいたしましても、大変重要な政治改革、こういった法律改正でございますので、私どもが協力しながら、国民の信頼を回復するために、まずもつてそういった法案を早く野党で結論を出していただいて国会を通過させたいというところが一番緊急な課題ではないかというところを思っているような次第でございます。

○上野雄文君 緊急な課題であることはこれはもう間違いないことです。ただ、皆さんが所属する、大臣も所属する自民党の案ではだめだという

経済団体からの強力な申し入れもあったようですね。ですから、各党、各会派で話し合つてというお話もありますけれども、少なくとも、私がつて田川さんが自治大臣のときですか、いや、自治大臣の経験をお持ちの田川さんと言つた方がいんじゃないか、議員個人の気持ちの持ち方で、これはそんなに金かけたりなんかしたくたつてできるわけですね。私はそれでやっているといるんですから。ましてそんなに金集めをやらなきゃいけないのかという問題もあると思ひます。

そこで、今入りのお話をされましたが、同一の者当たりの規制というのをやってみても、政治団体を幾つもつくればこれは何ぼでも抜け道がでちゃうんです。これは間違いないんだらうと思つて、竹下さんは十もつて分散したというんですね。それから安倍さんに至つては、何か六十以上もあるというんじゃないですか。これ名寄せするにもみんな名前が違つて大変な苦勞をされたという話も聞いています。こういうことをやつていけば、入りの問題で一件当たりどうのこうのと言つたつて、分散しちゃえばということになるわけでありまして、この辺の問題については、大臣、どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(坂野重信) 竹下前総理あるいは安倍前幹事長、それぞれの考え方があつて思ひますので、それぞれの個人の考え方がどういふことであるかというふうな措置をとつておられるかは私にはわかりません。

ただやはり、中長期的、抜本的には出と入りの問題でございますから、金のかからない選挙制度、資金制度はいかにあるべきかというところを今度できる選挙制度審議会においても抜本的なひとつ御審議をいただくように私も考えております。今度、今度、今度、いよいよ自民党は自民党で政治改革本部ができましたから、そういう金のかからない選挙制度というものを、やっぱり本当にお互いがみずから努力してつくり上げませんと、今

の状態のままで金をかけたくなくてもかけざるを得ないというのが今の選挙制度でもあり、また私は実態である。

そういう中で、恐らく私は、たかさんの政治団体をつくられたのは寄附される方の立場から、余り公開をしていただきたくないというふうな気持ちもあって、そういうことに応じてたかさんの政治団体をつくらざるを得なかったんじゃないかというふうな感じがいたしますけれども、しかしこれはそれぞれの個人の考え方でございますから、私自身が自治大臣としてどうのこうのということとはちよつと言いかねる問題でございます。

○上野雄文君　そういうやり方は、入りの問題で一件当たり幾ら制限しても、政治団体をたかさんつくつちやえれば結果としては実効が上がらない。

それからもう一つ、選挙に金がかからないという選挙というのにアクセントをつけますと、選挙と政治活動はまた別なんだと、こういうふうに出てくるんだらうと思うんですよ。しかし、そればかり主張してくるという、いつまでたってもこれはさいの河原の石積みでよくならないというように私は思うんですけれども、こういう点などについて、なかなか大臣言いがたい点などというの、片方では十以上、六十などというのに比べたらはるかにクリーンなんだと、こういう印象を受けるような御時世なんですから、こういう点についてをやつていただかないと、どうもまたしり抜けの法改正で終わってしまうというふうなことになるんじゃないか、そんなふうに思います。

それで、最後にちよつと選挙部長に、あと三、四分しかありませんので、日本の比例代表の選挙について、西ドイツをまねた、お手本にしたということが一般的に言われています。ドント方式について、西ドイツの方では今度はニーマイヤー式というんですか、こういうものに変わつたというふうに向つてはありますが、おたくの方でもこういうやり方については研究というか検討されたとい

うか、もう全くの第三者的な立場で、私がこつちがいいとかあつちがいいとかという気持ちで言うわけじゃないんですが、皆さんの研究の中身といえますか、それをちよつと教えていただければありがたいと思います。

○政府委員(浅野大三郎君)　私どもの聞いておりますところは、西ドイツにおきましては一九八五年の連邦選挙法の改正によりまして、ただいま御指摘のニーマイヤー式というものをとるようになったところでございます。なぜそうなたかというところは余り詳しく承知してないんですが、やはり政党の中でそういうふうにした方がいいんじゃないかというふうな主張をされるころもあつて、その結果そうなたんだというふうなふうにも聞いております。

それで、ニーマイヤー方式というのを正確に説明する少し時間がかかるかもしれませんが、大體、粗っぽく言え、いわゆる日本で言つておりますところの最大剰余法と同じようなやり方だと思つておられます。この最大剰余法というのは、現在県議会議員の定数を各選挙区に配分するとき、そういう方式でやつておるわけでございます。そういうやり方だと思つていただきたいと思います。現に我が国の選挙制度の中においても、そういうところでは最大剰余法が使われておるわけでございます。

それから一方、参議院比例代表選挙においてはドント式が使われておるわけでございます。どちらでもその方式としてはあり得ると思つて、一概にどちらがよくてどちらが悪いということもなかなか決めることが難しいのではないかと、うううに思つております。

やや蛇足になるかもしれませんが、ドント式の場合ですと、平均がなるべく多いところへ端数を持つていくということになるかと思つて、それから最大剰余法の場合ですと、割り算をして小数点以下の大きいところへ議席を持つてい

くというやり方になるわけでございますから、そのどちらをとるのがいいかというのはなかなか理屈だけでは出てこないようなところもあるような気がいたします。

○多田省吾君　私は、本法案に対する質疑は同僚議員の猪熊理事にお願いいたしまして、主に第八次選挙制度審議会の問題に絞つて若干質問いたします。

本来衆議院の定数は正は、国会決議も行われしたように、昭和六十年の国勢調査確定人口によつて抜本改正すべきなのに、政府・自民党はそれを故意に怠り、しかも自民党の政治改革大綱にありまふように、「中選挙区制の抜本的な見直しをおこない、あらたな選挙制度への移行をめざす。」というように、小選挙区制あるいは小選挙区比例代表制を導入しようとして第八次選挙制度審議会をつくらう、このようにしている。私は非常に遺憾である、このように思つております。

第六次、第七次選挙制度審議会に私も特別委員として出まして、三年間ほとんど全部出たわけですが、そのときも、委員は三十名でしつたけれども、ほとんど小選挙区制論者を集めて小選挙区制を強行しようとしたわけなんです。今度もまた同じ姿であらうかと非常に私は遺憾に思ひ、危惧するわけです。

いろいろ新聞報道等を見ますと、国会議員の特別委員は抜くんだとか、あるいは二十七名程度だとか、六月二十八日に発足だとか、あしたまで、国会開会中に人選を終るんだとか、いろいろ報道されておりますけれども、この第八次選挙制度審議会はいつてできるのか、また期間は一年なのか二年なのか、答申の時期はいつなのか、あるいは、これは総理の諮問機関でありますけれども、諮問の内容はどのようなのか、そういったことについてお答えいただきたいが、時間の都合で簡明にお願いします。

○国務大臣(坂野重信君)　御指摘のように、選挙制度審議会はもう十七年間休眠状態でございます。そこで、政治改革問題が発生してまいりまし

て、中長期的な課題として選挙制度はいかにあるべきか、また政治資金制度はいかにあるべきかというふうな問題を審議するには、やつぱり第三者機関が重点となって御審議いただくしかあるまいというふうなことで、新内閣発足早々に私も総理大臣から指示を受けまして、準備をしろうというところでございます。大体、できれば六月中旬に発足するように持つていきたいと思つております。

そして、御指摘がございましたように、第三者機関といふと、とりあえず国会議員を入れないで学識経験者、定員が二十七名でございますから、それで御審議いただいて、それである時期は、もちろん成案ができた段階で、成案というのか素案といふんです、もちろんこれは各党、会派で御議論いただかなければならぬ重大な問題でございます。各党は各党でまた御勉強いただくことと思つたので、その辺のまた調整といふんです、接触といふものは必ず持たなきゃならぬと思つたけれども、さああたつていわけの特別委員というものの任命は今回はやらないうで、いわゆる一般の委員の二十七名だけじつくり御審議いただくというふうなことにいたしております。

そこで、どういうチームをお願いするかというふうなことも今官房の方といろいろ協議中でございます。まだ固まつておりません。それから、いつごろまでにやつていただくということも確定しておりますが、来年の十一月が御案内のような議院制度の一つの節目になつておりますので、そのころまでに成案を得て実行できるような方向でいくようなことになるんじゃないかと思つておりますけれども、まだそこまで固まつていない段階でございます。

○多田省吾君　私は、やはり委員の内容、どうして二十七名になつたのかわかりませんが、今まで第一次から七次まで大體三十名だつたと思つて、今度のマスコミ報道でも、二十七名のうち労働界一人ということで、民主的諸団体の中からはこの程度しか内定者がないうに思えるんです。官界六人とか、それはまだはつきり決まつていな

いんでしょけれども、小選挙区制論者だけを集めるんじゃないか、私はこういう非常に危惧を持っております。

私は、この衆議院の小選挙区制に関しましては、昭和四十年参議院議員になってより、四十年にも参議院の予算委員会佐藤元総理に質問をし、また昭和四十八年ごろ、田中元総理が小選挙区制を強行しようとしたときに強く反対したわけでございますが、金がかからないようにするために小選挙区制にするんだ、こうおっしゃるけれども、私は反対だろと思ひます。この前の福島県知事選挙、定数一名でございますが、自民党公認あるいは自民党を離れた方が立候補する、それで離れた方が当選したり、非常に激しかったわけですね。

それから戦前も、小選挙区制、大選挙区制が衆議院に行われていた後で、内務省の調査では、小選挙区制の方が大選挙区制よりも一・五倍金がかかった、こういう調査結果が出ておるわけでございます。小選挙区制が金がかからないというのには私はうそだ、このように思ふんです。かえってかかる。

それから弊害が非常に多いわけです。現在、日本において有力な政党が五党、六党と並立している状況において、一人しか当選できないというのは、もう死票が非常に多くなって民主主義の精神に反する。また、そのほかたくさん弊害がある。私はやはり現在の中選挙区制を、国勢調査の確定人口によって定数は正を抜本的に行うべきである、このように思ふわけでございます。

それからまた、参議院の選挙制度についても自民党の政治改革大綱には、この参議院の現行比例代表制についても弊害が多いので抜本的に改革するのだと、できたころのようにそういうことをおっしゃっている。

私は、小選挙区制も必ずしも強行しようとする必要はないと思はれるに違ひない、このように非常に危惧するわけでございます。そういう点に關しまして大臣のお考えをお聞かせ

いただきたい。

○国務大臣(坂野重信君) 選挙制度審議会にお願するわけでございますから、予見を与えるようなことを、政府側がこういうことの方角でやっていると、いろいろ御指摘があるように、中選挙区制がいよいよ小選挙区制がいよいよ、あるいは比例代表と、いろんな議論があることは承知しておりますし、委員の皆さんもその辺を踏まえて中立的な公正な立場で私どもは御議論いただくとお願しております。

ただ、中選挙区制の問題は、これは特に自民党自身が反省しているといひますか、よく言われておりますように、やっぱり派閥の弊害とかいろいろな問題が出てきて、そこで金がかかるというようにも指摘されておるの事実でございます。

ただ、小選挙区制だから金がかかると、中選挙区制だから金がかかるとかそういう一般論としては、私も就任当初に衆議院の方で質問されて、自治大臣どう思ふんだという事で、いや、これはまだ私も難しい問題で勉強しておりませんので、これからじっくり勉強させていただきますというような答弁をしたことがございます。その辺の問題、それから定数の問題も含めて、確かに現行の定数をやっぱり衆議院の場合も四百七十一にすべきだというように意見も随分強いわけでございます。そういう中で選挙区割りの問題、定数の問題をあわせて、ともかく目標としては金のかからない、しかも政策を生かせるような、できるだけ公正な選挙制度をひとつ議論いただくとしようなことでも私ども今のところ考えている次第でございます。

○多田省吾君 最後にお尋ねしますが、今中立的な委員でそういった審議をしていただきたと思つてゐる、こう大臣おっしゃいましたけれども、中立的な意見の審議を行うには、やはり二十七名の選挙制度審議会委員の人選の中で、故意に小選挙区制論者だけを多く集めるという、今まであったような姿は絶対あつてはならないと私は思ふんです。ですから、小選挙区制に反対の人も、中立的な委員も私はそれぞれ多く選ぶべきだ、このように思ひます。いかがですか。それだけ最後にお尋ねいたします。

○国務大臣(坂野重信君) その辺を私どもは踏まえながら、最終的な選挙は総理・総裁あるいは官房長官のもとで、自治省が原案をつくって相談をしながら決めるわけでございますが、一方に極端に偏るようなことがないように、人数は少ないけれども労働界の代表も入れ、マスコミの皆さんをできるだけふやして、学識経験者を入れて、あとは何というのか、いわゆる選挙の専門家の自治省の系統の先生方にお願しようというように今で今進めておるようなところでございます。よく先生の御意図は私も理解できるわけでございます。

○猪熊重二君 改正案についての個々の基準の内容については、本日は何う時間もございませんで、また上野先生からもいろいろ細かい質問がございまして、私はこの執行経費の額の確定というのが本来どのようになされるべきものなのかというふうな点についてお伺ひしたいと思ひます。

と申しますのは、選挙が終わるごとに都道府県選挙管理委員会連合会とか、あるいは全国市区選挙管理委員会連合会等から要望書が出てくるわけですが、この要望書の中で、公職選挙法の改正に関する要望とかあるいは政治資金規正法の改正に関する要望とか、こういうふうなことは現場の地方選挙の実務の中から出てくる要望事項という事で納得できるわけですが、執行経費基準法に關する要望というのが毎回のように出てきてゐるわけですが、この公選法だとかあるいは政治資金規正法改正に關する要望というのは、地方選挙の立場として、ぜひこういうふうな法改正をしてください、こういうことが望ましいというふうな非常に意義あることですけれども、執行経費の基準法に關して、やれ日当を計算する日数をふやしてくれとか、超過勤務の時間をもう少し多く勤

定してくれとか、そのほかいろんな問題がいつぱい出てきます。このことを考えると、一体執行経費基準法というのはどういふ法律なんだろうと。地方選挙が自治省に對して、ぜひこういう点をお願いいたしますというふうな要望をしなければならぬという点があるんではないかと、どうなんだろうかと、自治大臣に伺ひます。今執行経費基準法という具体的法律がありますけれども、この具体的な法律がもしないとした場合、あるいはこの具体的な法律の存在を捨象して考えてみた場合に、国会議員の選挙執行の経費はどのようにして本来的に確定されるべきものとお考えでしょうか。――選挙部長の考えじゃなくて、私は地方自治に關する根本的な問題として自治大臣の所見を伺ひたい。

○国務大臣(坂野重信君) 私の方からお答えいたします。私も専門家がじゃないものだから、間違つたら悪いと思つて心配して事務当局が先に答ひしたいということだと思ひます。

基本的には、国の選挙でございますから、国政選挙ですから国が責任を持つて、必要な経費というものはその基準的なものをつくつて、地方に迷惑がからないように、やっている人に迷惑がからないように積算をして、そして国の責任において必要な経費というものを積算していく。しかも、それは三年ごとというものは、物価の変動であるとか人件費等の変動がありますから、それに応じたものを適正に算出してやつていく、そして交付していく。なおそれでも若干の過不足が出てくる場合には、さつきいふような議論がありまして、相互に費目は流用してよろしい。そしてなお、最悪の場合、足らぬような場合には、調整費というのを見えておりますから、その中で見込んでいくということでございます。その中で、まあ、しかも選挙が終わつた後あるいは途中の段階でも地方の委員会から要望が出てきた場合には、それを十分受け入れて相談をしながら決めていくようにございまして、その辺のところはひとつ国の責任とはいひながら、地方の実情という

ものをくみ上げながらやっているということでございます。

○猪熊重三君 私の考えは、本来選挙執行経費というものは国と地方選挙とで協議して額を確定するべきものだろうと思ふんです。本来そういうふうな個々の、個別的にやるべきものを、実際の運用においては、そのような個別的の合意による額の確定という方法は煩雑にたえないし現実的でないという意味で、一応の基準としてこの執行経費基準法というものが制定されただけであつて、この法律の性格は非常に難しいところがあると思ふます。

今自治大臣お話しいただきましたが、それではお伺いしますが、今回のこの基準改定に関して地方選挙とは具体的にどのように協議をされたんでしょうか。

○政府委員(浅野大三郎君) 私どもはいろいろ要望書をいただいておりますから、その要望書等を十分検討いたしまして予算要求をして予算案を決めた、あるいは基準法の改正案を決めたということでございます。じゃ、こういう内容にする、個別にこれをどうする、という個々具体的なところまで立ち至って選挙と協議をして決めたということではございません。

○猪熊重三君 地方選挙からの要望をいろいろ勘案して御自分、要するに自治省でお決めたことになったというように伺いますけれども、本来これは地方選挙から自治省に要望したりお願いしたりするような筋合いのことじゃないと私は思ふんです。ですから、今回の改正するについて物価上昇はこのぐらいだからどうか、あるいは先ほど上野先生からお話がありましたけれども、日当の額はどのぐらいでどうか、そういうことを地方選挙と協議する必要性を認めないわけですか、どうですか。

○政府委員(浅野大三郎君) 御指摘の点は、国と地方公共団体あるいは地方公共団体の機関との関係、事務の委任ということ、それに対する経費の負担あるいは財源の措置の仕方をどうするかとい

う基本的なところにあるのではないかと思ふます。これは選挙の事務だけのものではないかと思ふわけでございまして、現在の建前としてはやはり法律をもって地方団体なりその機関がする事務を決められておる。それによって地方団体なりその機関はそういう事務を執行する義務が生じておる。一方において、経費もともかく支弁をしなればいけないということがそこそこ起つておる。それに対して国の方で適切な財源措置をいつるかどうかが問題になる、そういう形に現在のところなつておるのではないかと思ふわけでございまして。

○猪熊重三君 今の話は大変私は納得しがたい。要するに、国の事務を地方選挙に、具体的に都道府県選挙のいろいろありますけれども、地方選挙に委任する。事務は委任するけれども、その費用に負担するべきことであるということは公職選挙法五条、二百六十二条、二百六十三条、地方自治法百八十六条、二百四十三条の四、この規定から明確なんだ。地方団体がまず出して、出したものを国が後から支弁する、というふうなことがなくて、仕事を頼んだら頼んだ方が金を出してこれでやつてくれと頼むのが当たり前の話なんだ。ところが今のお話だと、何かこちらで決めて渡せばいいというふうな発想のように聞かれます。そうじゃなくて、先ほどから申し上げているように、この執行経費は本来両方で協議して確定するべきもの。それをたまたま類型化して一般化して、いろんな時の流れがありますから、事前にもわかるようにということでは基準法を制定しただけにすぎないと私は考へておるんです。

要するに、私はさっきから同じことを聞いておるんです。今回の改定をするについて地方選挙の意見を聞く必要があるのかないのか。必要がないとすればどういう基準でないのか、この点についてもう一度簡単にお答えください。

○政府委員(浅野大三郎君) それは選挙の意見などというものも十分聞く必要があると思ひます

し、実態というものを我々もよく承知して、それで改定を考へるべきだと思ひます。ただ、こういう案にするという、そのことについて個別に御相談をするという形まではなかなか考へにくいんじゃないかということをお願いしたわけでございます。

○猪熊重三君 今度は観点を變えて、この執行経費の基準法の改正案が成立すれば、これに基づいて、この法律に基づく金額によつて一カ月後の参議院選が執行されるわけなんです。この参議院選が執行された後に、この経費の改定が妥当であつたか、あるいはもつとこのようにすべきであつたかとかということについて地方選挙と協議し、内容についてはその後の改正の資料にしようというふうな計画はありますか、ございせんか。

○政府委員(浅野大三郎君) 参議院選挙が終わつた後、実情についてよく聞いてみたいと思つております。

○猪熊重三君 要するに私は、これは地方の方から自治省にお願いしたりどうこうするものじゃない、これは両者が対等の立場で協議決定するといふ、そういう性質のものだろうと思ふんです。一分ばかり時間がありますので簡単に申し上げれば、家を建ててくれと頼む方が金額は自分の言いなりでやつてくれと言つても、この金額でこの家を建てると言つたて建つものじゃない。両方で相談しなければ、これだけの家はどのぐらいの金額でなきゃ建たぬということと同じことだろうと思ふんです。今、選挙部長は地方と国との各種のいろんな関係の中の一つの関係と、こうおっしゃるけれども、私はこの選挙の執行経費の問題それ一つでも、地方の自治とか、地方自治の本旨ということをもう少し自治省としても考へてなつて対応されるのが妥当だと思ひます。

いづれにせよもう一度、この来月の参議院選が終わつた後、具体的に今回の改正の妥当性についてどのような方法で地方選挙と協議しようというふうなことを考へるかお伺ひして、終わります。

○政府委員(浅野大三郎君) これは現地に赴き

まして、いろいろと話を聞いてみたいと思つております。

○委員長(森田重郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、栗林卓司君が委員を辞任され、その補欠として勝木健司君が選任されました。

○山中郁子君 私どもは、すべての国民の選挙への参加を保障するために、障害者や寝たきりのお年寄りの方などのための措置を今までもさまざま要求してまいりまして、その必要なものは執行経費で見えるべきだということを申し上げてまいりました。テレビの政見放送の手話通訳の導入もその一つであります。従来自治省は、ごく最近、参議院における我が党の松本議員の質問に対して、厚生省が進めている通訳者の認定問題があるとして、そういうものをにらみながら今今検討を続けているというふうな回答がございました。

御承知のように今回厚生省で、これは先月の二十日になりましたが、手話通訳の技能審査に関する認定制度を発足させることを正式に決定して、さまざまに報道されているところであります。大臣告示も出されました。したがって、今まで自治省がおっしゃつておられました一つの前提が解決したわけでありまして、その上に立つて具体的な実現方のお約束もいただきましたし、プログラムもお聞かせいただきましたということが初めの質問でございます。

○政府委員(浅野大三郎君) 政見放送への手話通訳の導入という問題につきましては、研究会でいろいろと勉強を続けてきておるところでございます。なぜそういう研究会で勉強をやるかといひますと、これは実際に担当する放送事業者の面の問題が非常に大きいところがあるわけでございます。それから、今御指摘がありました実際に手話によつて通訳ができる適当な方を確保できるかどうかというような問題等もあるものですから、そういう方面の専門の方などの御意見も同う必要が

あるだろうというようにことで研究会でやってきたわけでございます。

いろいろ解決しなければいけない事項があるわけでございます。その一つは、そういう政見放送の通訳をしていただくに十分な程度の力をお持ちになつた通訳の方を確保できるかどうかということでございます。今までは何にも法的な認証制度はなかつたわけでございます。そこへ厚生省がこういう形で制度をおつくりになつたということでは、確かにそういう意味で一歩前進しておるわけでございます。聞くところによりますと、ことしの八月ごろから受け付けを始めて、一次試験を十一月以降にやる。それから二次試験は来年の二月ごろになるんじゃないかということを聞いております。まず、その制度がどういうふうにうまく機能していくかということをよく見きわめたいと思います。一つの前進であることは間違いないですね。

ただ、別途送事業者の固有の問題もあるわけ
でございます。短時間とにかく公平にたくさん
のものを処理しなければいけないということがあ
るようでございます。そこをどう考えるかという
ことはまだ残っているかと思えます。

○山中郁子君　あなた方が本当に積極的にその必要性を理解しておやりになるということがあれば、一つ解決すると今度は次の問題を出してくるみたいな、そういう態度をおとりにならないものと思います。私も通信委員会で長いこと働いてまいりましたから、おっしゃるようなこともいろいろ議論もありましたし、よく知っております。

その後、厚生省の認定の問題が決まりました。ことを踏まえまして、私どもの党の方から厚生大臣に、選挙における手話通訳の導入の問題について要望いたしました。その際も、厚生省の方としても関係各方面と協議をして努力をしたい、こういうお返事でございましたので、当然自治省としてイニシアチブを発揮なすつて、そして積極的に解決というか実現に前向きにお取り組みいただくものと思っておりますが、やはり基本的な国民の

参政権というそういう權利に属する問題でありますから、政治改革といふんなことをおつしやつておるけれども、その一番基本の部分ですので、一つ解決したら、やれあれがあるこれがあるという態度でなくて、具体的に実現のために障害が一つ取り払われたわけだから、クリアできたわけだから、実現のために努力をするということはひとつぜひ大臣からもお約束をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(坂野重信君) 御趣旨はよくわかりますので、前向きに対応していきたいと思つております。

○山中郁子君 次に、ポスターの掲示にかかわる問題についてただしたいと思います。

私どもは、国民の選挙参加の向上のためにも、選挙や政治活動の自由を一貫して求めてまいりました。私もかなり何回も当委員会が公選法の改正に際しましていろいろ意見も申し上げてきた経験

を持つておるものでありますが、さきの明い選挙推進協会の調査を見ますと、選挙で棄権をしたという理由として、政策や人物などについて事情がよくわからないことを挙げていらつしやる方が多いんですね。それで、特に投票率を上げていかなきゃいけない。若い人たちの層にその理由が、資料も持つておりますが、一五、六%というふうに高率を占めています。

これは私どもだけの主張じゃありませんで、五月十六日にちよつと報道されました朝日新聞の記事なんでありませうけれども、全国市区選挙管理委員会連合会の会長さんである長崎市長選挙委員長古賀野さん、この方が「現行の公職選挙法では、各種制限があり、有権者が候補者を選ぶ際の情報があまり入らない」ということで戸別訪問の許可などを要望することを検討していくという報道がされました。この連合会というのは、「全国の都市や区の各選挙管理委員会」で構成している。」というコメントもついておりますけれども、したがってまして、これはかなりやはり広範囲の国民的な要求であるし、今までもいろいろ議論されてきたと

ころでもあるし、ここへ来て全国市区選挙管理委員会連合会の会長がそのように意思表示をしているということですので、こうしたことにはやはり、要望にこたえるということで基本的な態度を持ち、対応すべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂野重信君) 戸別訪問の問題は、いろいろ議論をされていることも私も承知いたしております。メリット、デメリットいろいろ指摘、もう御案内のとおりかと思いますが、選挙制度全般のあり方とも関連いたしまして、国会、各方面の御意見を徴しながら全体的な立場でこれは検討すべき課題であると承知いたしております。戸別訪問をするのとやっぱり間違ひが起きやすいとか、

政策本位の選挙ができないんじゃないかという議論もありますし、その辺をいろいろ勘案しながら各党でもいろいろまた御議論をいただきたいと思つてゐる次第です。

○山中郁子君　私は今一つのデータを申し上げましたけれども、これは今まで、大臣も選挙制度委員会にいらしたこともありまして、私も御一緒したこともあるのでいろいろな御存じだと思ひますけれども、国際的な趨勢からいっても、日本の戸別訪問禁止というものを柱とするさまざまな選挙べからず体系ですね、これはもう大きなおくれをとつているところでありますから、やはり積極的なこうした基本的な点についての改革こそが必要だということを重ねて申し上げておきます。

それで、今政治改革政治改革というふうに自民党がおっしゃる。これは私も、今までも行政改革だとか教育改革だとかと言って、改革という言葉で国民の目を引きつけておいて、それで何をやってこられたかということは今ここで私一々全部申し上げませんけれども、その改革なるものがどういうものであるかということの問題点というのはかなりあります。基本的に技術的な問題があるけれども、とにかくきょうの限られた時間の中で私はひとつぜひとも解明したいと思いたすのは、自民党の大綱なるものの、あるいはそういうものに

よって議員立法などの動きが出てきているそういうものの中で、政治資金の出の方の抑制の一つとしてポスターなどの規制強化を挙げておられる。これは私とんでもない話だと思っんです。

実態を申し上げますと、今ポスターは国民の政治への参加を保障する重要な手段となつています。東京大学新聞研究所が八六年の際の同時選挙で東京武蔵野市の市民の投票行動を調査した結果がございます。この結果が昨年まとめられました。これは「選挙報道と投票行動」として東大出版会から出版されております。これによりまして、細かいデータをいろいろ申し上げる時間的余裕はありませんけれども、こういうことが出てい

投票日直前にはどの候補者であっても七〇％以上の市民がボスターには接触したと答えておられます。解散の時点、公示の二十日ほど前の調査、だから選挙の前ですよ。これは自民党が今回新たにボスターを禁止しようとしている、そういう期間に当たるわけですが、この期間を見ますと、最も多い候補者では、六八・九％の市民がそのボスターに接触しているという答えが出ています。これは自民党の小野清子さんです。最も多いボスターに接したと市民が答えているのが六八・九％です。そのほかの運動での接触について考えてみますと、電話だと〇・五だとか、チラシやビラは六・一とか、はがきは一・〇とか、演説やあいさつは一・五とか、運動員の話は一・五とか、宣伝カーは一・三とかという、そういう数字が出てきています。ですから、これは一地域の統計ですから、その地域の特質その他多少の条件といたうのはありましようけれども、いずれにいたしましてもボスターは百人の中で七十人近くが接触している、そういう一つのデータが出ています。

ポスターを禁止するということは、こうして現在ある特別に重要な政治活動の手段、市民が候補者に接する、その知識を得るというそういう手段を奪つて、国民の政治的な関心を低下させるもの

になつていく。それを助長させていくものになる
ということは明らかだと思ひますけれども、その
点はいかがお考えでしょうか。

○政府委員(浅野大三郎君) まづ現行法の考え方
を、もうそれよく御承知かもしれませんが、ちょ
つと申し上げさせていただきますと思ひますが、

○山中郁子君 余り長く言わないでね。私もいろ
いろ知っていますから。時間ないから。

○政府委員(浅野大三郎君) とにかく事前運動と
いうことは禁止されておるわけでございまして、
あくまでも選挙の公示前に行うのは政治活動であ
るということになっておるわけでございまして。問
題は、政治活動の態様をどう考えていくかという
ことなんでしょうかと思ひます。私
どもも軽々に事は申せないわけでございしますが、
確かに政治活動と称しても事前運動と紛らわしい
ものがあるという実態もあることはあると思ひつ
ております。

○山中郁子君 それを、政治活動をだから禁止す
る。そういうポスターというのは、今あなたのお
つしやつたそのことは、もう何回も何時間もかけ
ていろいろ議論してきていることなよね。私が
言っているのは、実際に市民、有権者はそのこと
を手段として、そのことで候補者のことを知って
いるということで、選挙に対する関心の一つの支
えになつておるわけでしょう。だから、これが何
で金の抑制でそんなことをする必要があるのかと
いうことを私言いたいわけ。金の抑制や選挙の公
平を理由にして政治活動を結局禁止、規制する
ということでしょう。言論、表現の自由を奪うとい
うそういうところにつながるものでしょう、あな
たいみじくも今答えられたけれども、そこが問題
だと言ふんです。しかも、それは私また理由にな
つていないと思うの、つまり出の問題として。

先ほどもいろいろお話がありましたけれども、
も、いろんな政治家が団体を持っています何だか
さっぱりわからぬということがあるんだけれども、
私は宇野総理の政治資金報告書でもって調査をい

たしました。これは同時選挙のとき、八六年です。
そうしましたら、その支出でありますけれども、
五つの政治団体の合計で支出の総額が約二億四千
万、ほかに何かあるかどうかというのとはわからな
いように今なつておるという問題が先ほどから議
論になっておるんですが、少なくとも宇野さんの明
かになつておる調査によればそういう五つの団体
があります。三つの指定団体に加えてまして関西竹
帛会、陳水会。その三つの指定団体というのは、
内外政経研究会、国際経済調査会、竹帛会、こ
ういふものなんですね。

それで、このうち経費の三千万円は人件費や
事務所代であつて、ポスターとは関係がありませ
ん。それから組織対策費として約四千万がありま
すけれども、この内訳を見ましても、飲食費や香
典やおせんべつばかりです。さらに寄附が約一億
三千万というところになっておるんです。選挙関係費
の六千四百万ということになっておるんですが、
それもすべてが陣中見舞いなんです。調査研究費の項
目に印刷費があります。もしかしらばポスターに
関係あるかなというふうに思われるところの中に
印刷費という項目がありまして、それがもし仮に
すべてポスターの印刷に使われたとしても、そ
ういふことはあり得ないと思ひます。印刷費
つていろいろ印刷物を刷るでしょう。だけれど
も、仮に調査研究費の中の項目の印刷費というの
がすべてポスターの印刷に使われたとしても、一
年間でわずかに百六十八万円。二億四千万のうち
の〇・七%にすぎないんです。

だから何でそれを金の抑制、出の抑制としてそ
ういふことをなさるのか。政治活動の自由だとか
あるいは政治活動の規制だとか、言論、表現の自
由だとか、そういうものに抵触するようなそうい
うことをなさるということ、これは非常に見当
が違つておるのだし、基本的な政治活動の自由
を狭めている、そういうところにつながるという
ふうにしておられますけれども、この点について
はいかがでございませうか。

○政府委員(浅野大三郎君) 現在選挙運動用のポ

スターというのは、御案内のとおりポスター掲示
場、これは国会議員等の場合でなければ、ポス
ター掲示場にしか張れないという形になっておりま
すし、あるいは地方議員の場合でもその枚数を制
限してあります。やつぱりそれはそういうポスタ
ーをつくつたりそれを張ることになりお金がか
かる、そういうことも考慮されてそういう制度に
なつておるといふふうに私どもは理解いたしてお
ります。

○山中郁子君 今私、宇野さんの例で申し上げた
でしよう。じゃ二億四千万、表に出ておる、これ
は明らかですよ、おたくの方の資料で調べたんだ
から。このうちどのくらいかかつておるといふ
うにおつしやるの。

○政府委員(浅野大三郎君) 特定の国会議員の方
につきましまして、どういふふうな政治活動のため
にお金をお使いになつておるか、私どももその詳細
がわかるわけではございませぬし、またそれが、
使い方が多いとか少ないとかということをお申し上
げることもこれは難しいわけではございませぬ。ただ
事柄として、一般的な言い方になりますけれども、
も、今公職選挙法でどういふようなことが決めら
れておるのは、やはり先ほど申し上げたような考
え方もそこにあるのではないかと、これを説明
させていただきますわけではございませぬ。

○国務大臣(坂野重信君) 先ほどからまことに分
析に基づく御意見、御指摘はよく私も傾聴し
たわけではございませぬが、要はやつぱり公正、公平
な選挙をいかにして行かうかということ、そして
選挙費用を少しでも節約できないかと、出の方を
節約できないかということ、当面できそうなこ
との中に、自民党案としてはこのポスターの問題
が入つたと思ひます。しかし、これは何も最終的
な問題じゃございませぬから、各党、各派で、恐
らくちよつと選挙前は無理だと思ひますが、選挙
が終わりましたらひとつこの問題は、公職選挙法
の改正問題、政治資金の改正問題の議論の中で十
分また御議論をいただきます。そういう中で、で
きるだけ各党のコンセンサスを得るように持つて

いきたいと思ひます。先生の御意見は御意見とし
て承つておきます。

○山中郁子君 大臣はそうおつしやるけれども、
あなたの方、だつて、自民党で大綱を出した。それ
で議員立法したとか各党、各会派で協議していた
だくとおつしやるけれども、今までの経過を考え
てみてくださいます。そういうことで、結局いざや
るとなるとわつとやるわけでしょう。もうそこら
辺にいらつしやる皆さん方もよく御存じだと思ひ
ますけれども、そして、地道な議論はなかなかや
らないという状況が生まれ出した。結果として
は、私が先ほど一つの例として宇野総理の申し
上げました。ほかにもたくさん例ありますよ。選
挙部長ですか、あなた一人一人については何とも
言えないというふうにおつしやるなら、一人一人
について何とも言えないなら全体としてどうなの
か、何とか言えるのか。それも言えないという
んでしよう。言えないでいてどうして、こうい
うものが大きなお金の出になるからと何でわかる
のかと言ふのよね。余りいいかげんなこと言わな
いでくれ。

問題は、結果として金の抑制にはつながらない
のよ。さつきの宇野総理のこれを見てもそうす
し、そのほかこの前、自民党の一年生議員の方た
ちとおつしやりましたわけ、何人かの方が全部こ
うやつて発表なすつておりましたね、金がこのぐ
らいかかるんだつて。その中だつて、ポスターの経
費なんというものは本当に項目としてだつて出てこ
ないぐらひですよ、一つ一つ今申し上げませ
んけれども。そういう状態のものなんだから結果
として金の抑制にはつながらないで、名前が入つ
ていけば候補者がポスターで政策を訴えることも
つまり政治活動、そういうものも禁止していいこ
うのものが、それはこれから皆さんに御協議いた
だくものでと大臣はおつしやるけれども、だけ
ども、あなたの方はそういう考えを持つてこうい
うものを改革大綱だなどといつてお出しになつて
いる事実は変わらないんだから、そのこと、こ
ろを、私は根本のところを問題にしているんだとい

うことをぜひそれは受けとめていただきたい。

結局政治活動、言論の自由だけが規制される、
 となるということは明白で、これは今までの経
 過から見たつてそうなんです。歴史的に見て政
 府・自民党はポスターを含む政治活動、言論活動
 の自由を次々と私は規制してきたと思う。私が国
 会へ出していたら、この選挙制度委員会
 に所属をさせていただいた期間の中でも、もう本
 当に次から次へとそういうことが出てきて、結局
 政治活動のべからずはどんどんどんどん狭まっ
 てくるという、こういう公選法の改悪が次々と行
 われてきたんですよ。裏打ちされたポスターはだ
 め、参議院の比例代表の選挙でもポスターはだ
 め、それから選挙という国民の政治への参加を
 保障するという重要なこういう期間だからこそ政
 治活動の自由や言論の自由が最も保障されなけ
 ればならないのに、そういうものが次から次へ
 と規制されてきている。そういうところの問題が
 すりかかるといえる。そういう金を使わないと
 かんたんとかいうのを、そんな何かの根拠もな
 しの、実際にどのくらいの金でそこでは使われ
 ているのか、どのくらいの有権者との接触の上
 で大きな役割を持っているのか何の分析もなさ
 らないで、ああいういいかげんなことでもって
 こういうことを提起するというのが自治省の御
 見解であるならば、私は全くいただけないとい
 うことを申し上げざるを得ないわけでありま
 す。

しかも、今回の自民党の大綱や何かを通じての主張では、これまでそういう意味では公職選挙法でも手をつけてこなかった選挙以外の機会を、今私が問題にしているボスターの揭示そのものも禁止しようとしているわけでありまして、それから政治資金規正法の関係でも、パーティー献金の合法化や事実上の枠拡大などについて既に多くの批判を浴びています。これでは政治の改革なんというものがなくて、政治改革に名をかりた事実上の献金、企業献金や何かさまざまな悪の根源であるものの合法化であると同時に、言論の自由の剝奪、まして小選挙区制とか政党法とかそういう

うものまで出てきて、これは論外だと言わざるを得ないわけでありませう。

私ども日本共産党は、さきの六月十四日に、こうした諸悪の根源とも言うべき企業、団体献金の全面的な禁止やさまざまな脱法行為、先ほどから問題になっておりますが、そういう脱法を直ちに禁止すること、それから衆議院の抜本的な定数は正、あるいは参議院の選挙区の、全くひどいアンバランスになっていきますけれども、合理的な定数配分、こういうものを柱といたしまして、金権腐敗政治一掃のための八つの緊急提案ということと、議会制民主主義擁護のための三つの緊急提案というものを発表いたしました。私どもは、政治改革と言うならばまさにこういうことをめぐるってこそ議論もし、実現をしていかなければならないというふうに確信をしております。同時にまた、選挙制度特別委員会というのはまさにそういう議論を真剣にまじめにやる、そういうことが国民に對する責務であるということを重ねて強く主張もし、また委員会のあり方として私の意見も申し上げて質問を終わります。

○委員長(森田重郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（森田重郎君） 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

国会議員の選挙等の執行經費の基準に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔贊成者挙手〕

○委員長(森田重郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議

「ごさいませんか。」

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(森田重郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(森田重郎君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

選挙制度に関する調査につきましては、閉会中
 もなお調査を継続することとし、本件の継続調査
 要求書を議長に提出したいと存じますが、御
 異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○委員長(森田重郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（森田重郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

二月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

[illegible]

第五條第一項の表を次のように改める。

[illegible]

第四條第三項中、「三万八千九百四十五圓」を「四万九千九百十八圓」に、「三万九千六百六十二圓」を「四万三千百九十六圓」に、「三万三千九百六十九圓」を「三万七千七百十四圓」に改め、同條第五項中、「九百十二圓」を「九百六圓」に、「千百四十圓」を「千百三十三圓」に、「千三百六十八圓」を「千三百五十九圓」に、「千四百八十二圓」を「千四百七十二圓」に、「千五百九十六圓」を「千五百八十六圓」に、「千八百二十四圓」を「千八百十二圓」に、「三千四百二十三圓」を「三千四百二圓」に改め、同條第六項の表を次のように改める。

投票区の選挙人数		区市町村
五 百 人 未 満	区	市
五百人以上千人未満		
千人以上二千人未満		
二千人以上三千人未満		
三千人以上五千人未満		
五千人以上一万人未満		
一万人以上一万五千人未満		
一万五千人以上二万人未満		
二 万 人 以 上		

第五條第二項の表を次のように改める。

開票區 の選挙人数		区市町村	
千人 人	未 満	区	市
千人以上二千人未満	一四三、〇七八円	二四五、七四八円	一〇四、四〇九円
二千人以上三千人未満	一六七、六四八	一七〇、四八四	一一七、〇六七
三千人以上五千未満	二二九、五五二	二四三、八〇六	一六三、六八〇
五千人以上一万人未満	二九七、〇二四	三〇〇、六九〇	二〇五、四一五
一万人以上二万五千人未満	三八一、一四六	三八四、八五〇	二六二、四七六
二万五千人以上五万人未満	四九三、七一〇	四九七、九三一	三三五、〇三九
五万人以上十万人未満	五五八、九六三	五六〇、九〇三	三八三、八一二
十万人以上二十万人未満	六四〇、六八五	六四二、二〇三	四三七、八八四
二十万人以上三十万人未満	七八二、八〇八	七七九、九三〇	五三五、一三五

開票区 の選挙人数		区市町村	
千 人 未 満	区	市	町 村
千人以上二千人未満	一〇二、五三〇円	一〇五、六六〇円	六四、五七五円
二千人以上三千人未満	一二三、〇三六	一二六、七九二	七三、八〇〇
三千人以上五千人未満	一八四、五五四	一九〇、一八八	一一〇、七〇〇
五千人以上一万人未満	二二五、五六六	二二三、四五二	一三八、三七五
一万人以上二万五千人未満	二八七、〇八四	二九五、八四八	一七五、二七五
二万五千人以上三万人未満	三七九、三六一	三九〇、九四二	二三〇、六二五
三万人以上	四一〇、一二〇	四二二、六四〇	二四九、〇七五
	四七一、六三八	四八六、〇三六	二八五、九七五
	五五三、六六二	五七〇、五六四	三三二、一〇〇

第五条第三項の表を次のように改める。

開票 区の選 挙人数	開票 日	区	市	町	村
千人未満	平日	土曜日	平日	平日	土曜日
二千人未満	四、五〇〇円	六、七〇〇円	四、五〇〇円	六、八〇〇円	六、八〇〇円
二千人以上	四、六三三	六、八〇〇	四、六三三	六、八〇〇	六、八〇〇
三千人未満	五、九六六	二、九六六	五、九六六	五、九六六	六、八〇〇
三千人以上	五、九六六	二、九六六	五、九六六	五、九六六	六、八〇〇
五千人未満	七、四〇〇	二、四〇〇	七、四〇〇	七、四〇〇	六、八〇〇
五千人以上	七、四〇〇	二、四〇〇	七、四〇〇	七、四〇〇	六、八〇〇
一万人未満	九、〇〇〇	二、六〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	六、八〇〇
一万人以上	二、四〇〇	三、六〇〇	二、四〇〇	三、六〇〇	六、八〇〇
一万五千人未満	二、四〇〇	三、六〇〇	二、四〇〇	三、六〇〇	六、八〇〇
一万五千人以上	二、四〇〇	三、六〇〇	二、四〇〇	三、六〇〇	六、八〇〇
二万人未満	二、四〇〇	三、六〇〇	二、四〇〇	三、六〇〇	六、八〇〇
二万人以上	二、四〇〇	三、六〇〇	二、四〇〇	三、六〇〇	六、八〇〇
三万人未満	二、四〇〇	三、六〇〇	二、四〇〇	三、六〇〇	六、八〇〇
三万人以上	二、四〇〇	三、六〇〇	二、四〇〇	三、六〇〇	六、八〇〇

第五条第四項の表を次のように改める。

[illegible]

二万九千人以上	一〇、六〇〇	三六、一八〇	一四、三〇〇	三七、三二〇	七、二五一	二九、七八〇
二万人未滿						
一万人以上	一三、七六六	四六、一六三	一四、三六八	四八、八五八	八、四一〇	三三、三四〇
三万人以上	一六、八五四	四八、八五八	一六、七八三	五〇、四四三	九、七六八	三三、〇〇〇

第五條第六項中「三千四百二十円」を「三千五百八十三円」に改める

第六條第一項の表中六〇・一、四〇八を「六三七、三三二」に、「五九四、九七〇」を「六三一、四六九」に、「二、七〇七、八八九」を「一、八〇〇、六二四」に、「一、六九二、四六〇」を「一、七八六、七五〇」に改め、同条第二項の表中「二五二、〇八八」を「二七六、〇一六」に、「二四七、八五〇」を「二七二、四五五」に、「一六五六、三四九」を「七一八、六五〇」に、「六四五、三三〇」を「七〇九、三七六」に改め、同条第三項中「三万九百二十円」を「三万七千七百十円」に、「三万九千九百円」を「三万九千六百三十八円」に、「四四七、千八百八十円」を「四四七、千五百六十五円」に、「五万五千八百七十円」を「五万五千五百二十九円」に、「五万五千八百六十円」を「五万五千四百九十三円」に、「六万三千八百四十円」を「六万三千四百二十円」に、「六万七千九十六円」を「六万六千六百八十四円」に改める。

第七條第一項の表を次のように改める。

選挙	衆議院議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	その他の県	参議院比例代表選出議員選挙
都道府県の世帯数	都及び大都市のある道府県		
一 十万以上二十万未満	円 1 銭	三八五 三 銭	三六一 八 銭
二 二十万以上三十万未満	1	三六七 〇	三四四 九
三 三十万以上四十万未満	1	三四七 二	三四三 四
四 四十万以上五十万未満	1	三三四 九	三三八 五
五 五十万以上七十万未満	三三四 〇	三三三 一	三三三 四
六 七十万以上百万未満	三三三 〇	三三一 〇 五	三二五 六
七 百万以上	二九〇 九	二八九 一	三一四 五

第八條第一項の表中「三二」を「三四」に、「四七」を「四九」に、「六九」を「七三」に改め、同條第二項の表中「九七」を「一〇三」に、「四二」を「五〇」に、「七八」を「八八」に、「二五」を「三八」に、「二五」を「二六六」に、「二八八」を「三〇五」に、「三四四」を「三四三」に改める。

第八条の二「掲げるとおり」を「掲げる額候補者数が十三人以上の揭示場については、十三人を超える数四人ごとに千三十円を加算した額」に改め、同条の表を次のように改める。

候補者数	区市町村	区	市	町	村
九人未満		一一、三三〇円	一〇、三〇〇円		九、二七〇円
九人以上十三人未満		一一、八七五	一一、八四五		一〇、八一五
十三人以上		一四、四二〇	一三、三九〇		一二、三六〇

第九條第一項の表中「四、一二二」を「四、三二七」に、「三、六八二」を「三、八六七」に、「三、五六二」を「三、七三七」に、「一四、七二八」を「一五、七三七」に、「一四、四八〇」を「一五、六二二」に、「一二、八二五」を「一四、〇二二」に改め、同条第二項中「一万五千八百円」を「一万三千三百九円」に、「一万七百元」を「一万六千六百五十四円」に、「九千六百五十五円」を「一万七千五百円」に改め、同条第四項中「六十七円」を「六十九円」に、「九十五円」を「九十八円」に、「百四十円」を「百四十四円」に、「二百四十円」を「二百四十七円」に改め、同条第五項中「四百四十四円」を「四百六十六円」に改め、同条第六項中「五百円」を「五百五十五円」に改め、同条第七項中「三百六十四円」を「三百六十二円」に、「四百五十五円」を「四百五十三円」に、「五百四十六円」を「五百四十三円」に、「五百九十二円」を「五百八十八円」に、「六百三十七円」を「六百三十四円」に、「七百二十八円」を「七百二十四円」に、「千九百五十五円」を「千八百九十九円」に改める。

第十三條第一項の表を次のように改める。

区	分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
選挙人の数が五十万人未満のもの		一〇、四三三、九六円	一〇、九六一、一四円
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの		一一、三三六、九六円	一一、九四九、五八円
選挙人の数が七十五万人以上百五十万人未満のもの		一二、四四九、一二円	一二、一六三、〇五円
選挙人の数が百五十万人以上二百五十万人未満のもの		一三、七三三、〇一円	一三、四四三、六〇円
選挙人の数が二百五十万人以上五百五十万人未満のもの		一五、八四四、九六円	一五、五五三、三九円
選挙人の数が五百五十万人以上七百五十万人未満のもの		一七、二五五、五九円	一七、〇六八、七九円
選挙人の数が七百五十万人以上一千二百五十万人未満のもの		一九、〇七〇、〇〇円	一八、八八三、四七円
選挙人の数が千二百五十万人以上二千二百五十万人未満のもの		二一、〇七〇、〇〇円	二〇、八八三、四七円
選挙人の数が二千二百五十万人以上三千二百五十万人未満のもの		二二、〇七〇、〇〇円	二一、八八三、四七円
選挙人の数が三千二百五十万人以上四千二百五十万人未満のもの		二三、〇七〇、〇〇円	二二、八八三、四七円
選挙人の数が四千二百五十万人以上五千二百五十万人未満のもの		二四、〇七〇、〇〇円	二三、八八三、四七円
選挙人の数が五千二百五十万人以上六千二百五十万人未満のもの		二五、〇七〇、〇〇円	二四、八八三、四七円
選挙人の数が六千二百五十万人以上七千二百五十万人未満のもの		二六、〇七〇、〇〇円	二五、八八三、四七円
選挙人の数が七千二百五十万人以上八千二百五十万人未満のもの		二七、〇七〇、〇〇円	二六、八八三、四七円
選挙人の数が八千二百五十万人以上九千二百五十万人未満のもの		二八、〇七〇、〇〇円	二七、八八三、四七円
選挙人の数が九千二百五十万人以上一億人未満のもの		二九、〇七〇、〇〇円	二八、八八三、四七円
選挙人の数が一億人以上のもの		三〇、〇七〇、〇〇円	二九、八八三、四七円

区	市(大郡を除く) 市を第三項及び第七項において同じ。	町	村
選挙人の数が五万人未満のもの			
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの			
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの			
選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの			
選挙人の数が二十万人以上三十万人未満のもの			
選挙人の数が三十万人以上四十万人未満のもの			
選挙人の数が四十万人以上五十万人未満のもの			
選挙人の数が五十万人以上六十万人未満のもの			
選挙人の数が六十万人以上七十万人未満のもの			
選挙人の数が七十万人以上八十万人未満のもの			
選挙人の数が八十万人以上九十万人未満のもの			
選挙人の数が九十万人以上一百万人未満のもの			
選挙人の数が一百万人以上のもの			

第十三條第一項の表を次のように改める。

区	分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
選挙人の数が五十万人未満のもの		一〇、四三三、九六円	一〇、九六一、一四円
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの		一一、三三六、九六円	一一、九四九、五八円
選挙人の数が七十五万人以上百五十万人未満のもの		一二、四四九、一二円	一二、一六三、〇五円
選挙人の数が百五十万人以上二百五十万人未満のもの		一三、七三三、〇一円	一三、四四三、六〇円
選挙人の数が二百五十万人以上五百五十万人未満のもの		一五、八四四、九六円	一五、五五三、三九円
選挙人の数が五百五十万人以上七百五十万人未満のもの		一七、二五五、五九円	一七、〇六八、七九円
選挙人の数が七百五十万人以上一千二百五十万人未満のもの		一九、〇七〇、〇〇円	一八、八八三、四七円
選挙人の数が千二百五十万人以上二千二百五十万人未満のもの		二一、〇七〇、〇〇円	二〇、八八三、四七円
選挙人の数が二千二百五十万人以上三千二百五十万人未満のもの		二二、〇七〇、〇〇円	二一、八八三、四七円
選挙人の数が三千二百五十万人以上四千二百五十万人未満のもの		二三、〇七〇、〇〇円	二二、八八三、四七円
選挙人の数が四千二百五十万人以上五千二百五十万人未満のもの		二四、〇七〇、〇〇円	二三、八八三、四七円
選挙人の数が五千二百五十万人以上六千二百五十万人未満のもの		二五、〇七〇、〇〇円	二四、八八三、四七円
選挙人の数が六千二百五十万人以上七千二百五十万人未満のもの		二六、〇七〇、〇〇円	二五、八八三、四七円
選挙人の数が七千二百五十万人以上八千二百五十万人未満のもの		二七、〇七〇、〇〇円	二六、八八三、四七円
選挙人の数が八千二百五十万人以上九千二百五十万人未満のもの		二八、〇七〇、〇〇円	二七、八八三、四七円
選挙人の数が九千二百五十万人以上一億人未満のもの		二九、〇七〇、〇〇円	二八、八八三、四七円
選挙人の数が一億人以上のもの		三〇、〇七〇、〇〇円	二九、八八三、四七円

[illegible]

第十三条第三項の表を次のように改める。

区	分	金	額
選挙人の数が五十万人未満のもの		三、六〇〇	円
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの		五九、〇〇〇	
選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの		六四、三〇〇	
選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの		六四、三〇〇	
選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの		六四、三〇〇	
選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	都及び大都市のある道府県	七四、三〇〇	
	その他の県	七〇、六〇〇	
選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	都及び大都市のある道府県	七四、三〇〇	
	その他の県	七〇、六〇〇	
選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	都及び大都市のある道府県	七四、三〇〇	
	その他の県	七〇、六〇〇	

[illegible]

第十三条第四項中「一万九百四十四円」を「一万八百七十二円」に、「五千四百七十二円」を「五千四百三十六円」に改め、同項の表を次のように改める。

地 域	都道府県、市町村等	都 道 府 県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村	五 級 地		四 級 地	三 級 地	二 級 地	一 級 地
				道の区域	都府県の区域				
				三三、六六二					
				二一、七四四					
				一九、〇二六					
				一〇、八七二					
				一六、三三一					

第十三条の二第一項中「五百四十六円」を「五百六十二円」に改める。

第十四条第一項第一号から第三号までの規定中「七千円」を「七千五百円」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「五千七百円」を「六千円」に改める。

第十五条第一項中「千二百三十円」を「千三百円」に、「百三十円」を「百三十八円」に改める。

第十七条第二項中「一、七〇七、八八九」を「一、八〇〇、六二四」に、「九三〇、三一」を「九八三、〇一三」に、「一、六九二、四六〇」を「一、七八六、七五〇」に、「九二一、四八五」を「九七五、一四二」に、「六五六、三四九」を「七一八、六五〇」に、「三九四、二七一」を「四三一、六九五」に、「六四五、三三〇」を「七〇九、三七六」に、「三八七、六四五」を「四二六、一二四」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

六月八日本委員会に左の案件が付託された。（予備審査のための付託は二月二十七日）

一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

平成元年七月五日印刷

平成元年七月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W